

# 伊丹市労政情報

《編集・発行》伊丹市 都市活力部 産業振興室 商工労働課

TEL : 072-784-8051

**兵庫県特定(産業別)最低賃金が、令和6年12月1日に改正されました。**  
 最低賃金は、雇う上でも働く上でも最低限のルールです。  
 使用者の方も労働者の方も、必ず確認しましょう。

特定(産業別)最低賃金の適用業種	時間額	引き上げ額
塗料製造業	1,099円	+51円
鉄鋼業	1,116円	+51円
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業	1,087円	+52円
電子部品・デバイス・電子回路製造業、 電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業	1,053円	+51円
輸送用機械器具製造業	1,126円	+51円
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具製造業	1,053円	+51円

地域別最低賃金	時間額	引き上げ額
兵庫県最低賃金	1,052円	+51円

(注:繊維工業、各種商品小売業、自動車小売業については、兵庫県最低賃金が適用されます。)

## ●最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。特定最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。

【お問い合わせ】 伊丹労働基準監督署 072-772-6224

※詳しくはホームページへ [最低賃金制度](#) [検索](#)

厚生労働省掲載サイトはこちら



# 兵庫県の外国人労働者数は過去最高を更新

県内で働く外国人労働者の数は、令和 6 年 10 月末時点で過去最多となりました。

伊丹公共職業安定所に登録されている外国人労働者数は 2,938 人であり、令和 5 年の 2,530 人から 408 人 (16.1%) 増加しています。令和 9 年度には入管法の改正により「技能実習制度」が「育成就労制度」に変わるなど、外国人労働者は今後も増加していくことが予想されます。

外国人雇用状況の届出制度は、すべての事業主に、雇い入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることが義務付けられています。

## ■外国人の雇用状況は、インターネットから届出が可能です。



### 雇用保険の被保険者となる外国人について

「e-Gov」電子申請から届出ができます。

ご利用には、アプリケーションのインストールと、e-Gov アカウントの登録が必要です。

#### 届出期限

雇入の場合：翌月 10 日まで

離職の場合：翌日から起算して 10 日以内



ホームページはこちら  
または [e-Gov 検索](#)

### 雇用保険の被保険者とならない外国人について

外国人雇用状況届出システムを利用すれば、24 時間 365 日いつでも登録可能です。

ハローワークへの来所が不要のほか、複数の外国人についてまとめて届け出することも可能です。

#### 届出期限

雇入の場合：翌月末日まで

離職の場合：翌月末日まで



ホームページはこちら  
または [外国人雇用状況届出システム 検索](#)

### 外国人労働者の雇用管理改善等に係る自主点検表について

外国人労働者の雇用管理のポイントや、取組状況を確認するための「自主点検表」が、厚生労働省のウェブサイトに掲載されています。

労働条件や、安全衛生の確保についてなど、外国人労働者の雇用に必要な情報が網羅されていますので、事業主のみなさまにおかれましては、ぜひ内容をご確認ください。



自主点検表の Word ファイル  
ダウンロードはこちらへ

# 障害者法定雇用率と除外率が変わります

誰もが職業を通じた社会参加ができる「共生社会」の実現の理念のもと、すべての事業者には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。

## ■令和8年7月から、法定雇用率が引き上げられます。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<b>2.5%</b> ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	<b>40.0人以上</b>	37.5人以上

## ■令和7年4月から、除外率が引き下げられます。

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<b>5%</b>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<b>10%</b>
・港湾運送業 ・警備業	<b>15%</b>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<b>20%</b>
・林業（狩猟業を除く）	<b>25%</b>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<b>30%</b>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<b>35%</b>
・石炭・亜炭鉱業	<b>40%</b>
・道路旅客運送業 ・小学校	<b>45%</b>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<b>50%</b>
・船員等による船舶運航等の事業	<b>70%</b>

## ■伊丹市には、障害者雇用奨励金制度があります



ハローワークを通して市内在住の障がい者を雇用した市内事業所に対して支給する、独自の奨励金制度です。対象や支給額については以下のとおり、詳細は市のホームページをご確認ください。

### 支給対象者 次の3つの条件を全て満たす事業主

- ①市内に居住する障がい者を雇用し、かつ市内に事業所を有していること
- ②奨励金の支給終了後も、引き続き相当期間常用労働者として雇用すること
- ③国の特定求職者雇用開発助成金のうち、障がい者を対象とした制度を申請し、受給していること

### 支給額

ひとりあたり、1万円/月×6ヶ月＝6万円(1期分)

伊丹市障害者雇用奨励金のホームページはこちら



### 【お問い合わせ】

伊丹市 都市活力部 産業振興室 商工労働課  
〒664-8503 伊丹市千僧 1-1  
TEL:072-784-8051 FAX:072-784-8048

# DV に関する正しい知識と理解を深めましょう

ドメスティックバイオレンス(DV)とは、配偶者や恋人・パートナーなど、親密な関係にある者、またはあった者から振るわれる暴力のことです。けんかではありません。相手を暴力によって、自分の思い通りにコントロールし、支配しようとすることです。

DV は人権侵害であり、決して許されるものではありません。

■暴力には、様々な種類があります。  
身体だけでなく、心を傷つけることも暴力です。



加害者は暴力を振るうばかりではなく、時に優しい時もあつたりすることで、被害者が相談することを決心できないという場合もあります。

## ■周囲に被害者がいたら、相談機関があることを伝えてください！



伊丹市DV相談室  
(配偶者暴力相談支援センター)

☎ 072-780-4327  
相談時間 平日 午前9時～午後5時半  
(年末年始は除く)

女性のための悩み相談電話  
(男女共同参画センター こころ)

☎ 072-781-5531  
相談時間 毎週月曜日・第1日曜日  
午前10時～午後2時

伊丹警察署 生活安全課

☎ 072-771-0110(代表)

身体的な暴力があり命の危機が予測される場合は、迷わず警察へ連絡してください。

 緊急時は **110** 番

男性のための悩み相談電話  
(男女共同参画センター こころ)

☎ 072-781-5532  
相談時間 第1土曜日  
午後3時～午後6時

【お問い合わせ】  
伊丹市 市民自治部 共生推進室 男女共同参画課  
〒664-8503 伊丹市千僧 1-1  
TEL:072-784-8146 FAX:072-780-3519